県立延岡病院における患者用レンタルテレビ、洗濯機等設置募集要項

　県立延岡病院における患者用レンタルテレビ、洗濯機等設置運営者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を御承知の上、お申し込みください。

県立延岡病院長　山口　哲朗

１　公募事項及び物件

（１）公募事項

　　患者用レンタルテレビ、洗濯機等の利用に必要なもの（以下、総称して「機器等」という。）の設置に伴う公有財産の貸付け（以下「貸付け」という。）。

（２）公募物件

　　仕様書のとおり

２　設置者の選定方法

　この募集要項及び仕様書に定める要件をすべて満たす者が行った応募申込のうち、プリペイドカード１枚当たりの利用時間が、当院の定めた最低利用時間以上で最長の利用時間による申込を行った者を設置者とする。

３　応募参加資格要件

　次の要件を満たす法人又は個人に限り、応募に参加することができる。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条　第２号に規定する暴力団及び第６号に規定する暴力団員でないこと。また、これらの暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（２）法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。

（３）自らレンタルテレビ及び洗濯機等を設置運営する２年以上の実績を有していること。

（４）県税を滞納していないこと。

（５）県北地域に、本店、支店又は、営業所があり不足な事態への早急な対応ができること。

４　公募条件等

（１）貸付け期間等

　ア　貸付け期間

　　　令和７年４月１日から令和１２年３月３１日（５年間）までとする。

　イ　貸付料

　公有財産の貸付料（以下「貸付料」という。）は、レンタルテレビ１台当たり２００円に消費税及び地方消費税額を合算した額、洗濯機等については貸付面積8.16㎡に普通財産（土地及び建物）の貸付料算定要領に基づき積算した額とする。設置者は契約締結後、病院長が指定する期日までに、年額を一括で納入すること。

　ウ　光熱水費及びその他諸費用の負担

　　　設置者は、毎月、業務に要する光熱水費を実費負担し、病院長が指定する期日までに納入すること。また、患者用レンタルテレビ、洗濯機等の設置及び撤去に関する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とする。

　エ　公有財産

　　　仕様書のとおりとする。

　オ　環境への配慮

　 　設置する患者用レンタルテレビ、洗濯機等は、省エネルギー等の環境に配慮したものを採用するよう努めること。

（２）使用上の制限

　ア　貸付料及び光熱水費を定められた納入期限までに確実に納めること。

　イ　公有財産を転貸し、又は担保の目的に供しないこと。

　ウ　貸付けを受けた権利を譲渡しないこと。

　エ　あらかじめ書面により財産管理者の許可を受けた場合のほか、公有財産を貸付けの目的及び用途以外に使用しないこと。

　オ　あらかじめ書面により財産管理者の許可を受けた場合のほか、公有財産の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。

　カ　設置者は、善良な管理者の注意義務をもって公有財産を使用すること。

　キ　貸付け条件に違反したことにより病院に損害を与えた場合、設置者は、その損害につき賠償すること。

　ク　設置者が貸付け条件に違反したときは、貸付けを取り消し、又は使用に制限を加えることがある。

　ケ　貸付けを取り消し、又は使用に制限を加えたことにより使用者に損失が生じる場合があっても、設置者はその補償を病院に請求することはできない。

　コ　設置者は、公有財産について支出した有益費、必要経費その他の費用を病院に要求することはできない。

　サ　第三者に使用させてはならない。

　シ　貸付けを受けている範囲内での事故等の発生については、設置者の管理責任において処理すること。

　ス　貸付け期間の満了又は貸付けの取消しによって貸付けを終了した場合には、速やかに原状に回復して返還すること。ただし、財産管理者が特に認めた場合は、原状に回復しないことができる。

（３）維持管理責任

　ア　レンタルテレビ、洗濯機等の維持管理については、設置者が行うこと。

　　　なお、レンタルテレビ、洗濯機等の盗難、破損等による設置者の損害については、病院長の責めに帰することが明らかな場合を除き、病院長はその責めを負わない。

　イ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続き等を行うこと。

　ウ　レンタルテレビ、洗濯機等の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。また、故障時の連絡先をそれぞれのレンタルテレビ及び洗濯機等に明記すること。

（４）原状回復等

　　　設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、設置者は、病院長に対し、原状回復に要した費用、レンタルテレビ、洗濯機等の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできない。

５　応募申込手続

（１）申込方法等

　　申込先及び申込受付期間は以下のとおりとする。また、申込みは郵送又は持参に限るものとし、郵送の場合は封筒の表面に「レンタルテレビ、洗濯機等設置者応募申込　書」と朱書きの上、書留により申込受付期間内に到着するよう送付すること。電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

　　申込先：

　　　〒８８２－０８３５

　　　延岡市新小路２丁目１７－９

　　　県立延岡病院　総務課　庶務

　電話　０９８２－３２－６７５７　　申込受付期間：

　　　令和７年３月５日（水）から令和７年３月１９日（水）まで

（土曜日及び日曜日を除く。午前９時から午後５時まで）

（２）必要書類

　ア　応募申込書（別記様式第１号）

　イ　役員等一覧（別記様式第２号）

　ウ　誓約書（別記様式第３号）

　エ　設置を希望する機器（レンタルテレビ・洗濯機等）のカタログ、仕様書、図面（寸法、消費電力量等が確認できるもの）

　オ　県税の納税証明書

　カ　法人の場合：法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）

個人の場合：住民票記載事項証明書

※発行後３か月以内のものに限る。

　キ　３の(３)に係る実績を確認できる書類

（３）申込書等の書換等の禁止

　　応募者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き替え又は撤回をすることはできない。

（４）応募申込みの無効

　　次のいずれかに該当する応募申込みは、無効とする。

　ア　応募資格のない者が行ったもの

　イ　応募申込みに関して不正な行為があったもの

　ウ　応募申込書等の視聴時間、氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不可能な箇所があるもの

　エ　記名押印のないもの及び視聴時間を訂正したもの

　オ　応募申込書等に虚偽の記載があるもの

　カ　同一の応募者が複数の応募申込みを行ったもの（すべての応募申込みを無効とする。）

　キ　書留による郵送又は持参以外の方法により応募申込みを行ったもの

　ク　申込受付期間後に応募申込みを行ったもの（申込受付期間後に到着したものを含む。）

　ケ　応募に関し、当院担当職員の指示に従わなかったもの

　コ　前各号に掲げるもののほか、この募集要項のうち、応募に関する条項に違反したもの

６　設置者の決定

（１）提出された応募書類の審査を行い、資格要件をすべて満たしている者を選定対象者とする。

（２）選定対象者のうち、内容等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、当院が定めた最低利用時間以上で最長の利用時間の応募申込みを行った者を設置者とする。

　　　なお、内容等が適当で、最長の利用時間の申込をした者が２人以上ある場合は、当該応募者の立ち会いの下、くじにより選定する。

（３）設置者の決定後、応募者に選定結果を通知する（受付終了後、１週間程度郵送にて）。

（４）各応募者の申込視聴時間が当院が定めた最低利用時間に達しなかったときは、希望者から再度、応募申込書の提出を求め、設置者を選定する場合がある。

（５）応募者数等の応募状況、設置者名及び契約利用時間について、ホームページ等において公表する。

７　公有財産借受申請等

（１）設置者として決定した者は、別途病院が指定する期日までに、次の書類を提出すること。

　　ア　公有財産借受申請書（病院局が指定する様式）

　　イ　その他関係書類

（２）公有財産借受申請に基づき、病院長が財産の使用を適当と認めた場合、設置運営に係る契約を締結する。

（３）契約締結後、設置者が機器の機種の入替えを希望する場合は、当院が適当と判断した場合にこれを認める。

（４）貸付料は、毎年会計年度ごとに徴収するものとし、年度途中で設置者がレンタルテレビ、洗濯機等を撤去することとなった場合には、原則として日割計算により貸付料を返却するものとする。

（５）公有財産借受申請等の手続きに関する一切の費用については、設置者の負担とする。

８　設置者の決定の取消し

　病院長は、設置者が次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消すことがある。

1. 正当な理由なくして、指定期日までに公有財産借受申請を行わなかった場合

（２）設置者が応募者の資格を失った場合

９　参考：現在の状況

（１）患者用レンタルテレビ

　　　仕様書のとおり

（２）洗濯機等

　 　仕様書のとおり